



日本高野連発第24-0102号
令和7年1月23日

都道府県高等学校野球連盟
会長、理事長、専務理事、代表理事 殿
審判委員各位
加盟校校長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 寶



「2025年度高校野球用具の使用制限」について

今般、「2025年度高校野球用具の使用制限」が決定しましたのでお知らせいたします。

昨年からの変更点は、以下の項目です。各都道府県高等学校野球連盟におかれましては、高校野球用具の使用制限変更の主旨を加盟校並びに審判各位等関係者に伝達し、周知徹底をお図りくださるようお願い申し上げます。

<3. アンダーシャツ>

ユニフォーム着用時、アンダーシャツの柄が透けて見える事象があったため、商標に加え、柄も透けて見えないようにする旨の文言に変更します。

<15. 保護具>※新設

いわゆる保護具についても、レッグガードやエルボーガード以外にも、大会でフェイスガードの使用を希望する声があったことから、用具ごとに細分化して使用制限を明記しました。

<18. サングラス>

サングラスの使用に関して、主催者や審判委員の許可制としていた運用を変更します。従来は目の疾病や陽光を和らげることを想定してきた取り扱いとしてきましたが、今後は選手や審判の皆さんの目を紫外線から保護する、という目的で許可制ではなく、レッグガードやエルボーガードなどと同様に申し出制に運用を変更します。ただし、別紙の各項目を遵守したうえで使用していただくようお願いいたします。

その他

木製バットについて、日本野球機構（NPB）が今シーズンより、これまで禁止していた圧縮加工のうち、反発力の向上を目的としない処理で、安全性に影響がないと認められる程度の加工は認める変更を発表しております。

一方、全日本野球協会（BFJ）は当該バットの使用については各団体に一任するとしております。当連盟ではこれまで通り、圧縮加工をした木製バットの使用は禁止することといたします。よって、今シーズンからNPBマーク入りの木製バットは大会で使用できませんので、ご注意ください。

以 上

令和 7 年 1 月 23 日

サングラスの使用について

1. 本内規はグラウンド上（ベンチ内を含む）にいるすべての選手、記録員、指導者、審判委員などに適用する。
2. サングラスは紫外線から目を保護する目的で使用をすることができる。
3. サングラスは試合前の用具点検の対象とする。
4. 危険防止のため、サングラスを帽子の庇（ひさし）の上やユニフォームの胸元に掛けてプレイすることなどを禁止する。
5. 試合前後の整列時や校歌斉唱などの脱帽を要するときには、サングラスの着用は控えることとする。ただし、目に疾病などがある場合はその限りではない。